

平成24年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年12月10日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世  
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎  
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男  
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二  
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉  
 11番 立入三千男 12番 太田 健一  
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄  
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子  
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史  
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                      |       |         |       |
|----------------------|-------|---------|-------|
| 市長                   | 山仲 善彰 | 教育長     | 川端 敏男 |
| 政策調整部長               | 富田 久和 | 総務部長    | 竹内 睦夫 |
| 市民部長                 | 中島 宗七 | 健康福祉部長  | 佐敷 政紀 |
| 政策監<br>(高齢者・子育て支援担当) | 井狩 重則 | 都市建設部長  | 橋 俊明  |
| 環境経済部長               | 山本 利夫 | 教育部長    | 新庄 敏雅 |
| 政策監<br>(文化振興担当)      | 千歳 則雄 | 政策調整部次長 | 深尾 永司 |
| 総務部次長                | 田中 利昭 | 広報秘書課長  | 寺田 実好 |
| 総務課長補佐               | 武内 了恵 |         |       |

出席した事務局職員の氏名

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 東郷 達雄 | 事務局次長 | 白井 芳治 |
| 書記   | 三上 忠宏 | 書記    | 若井 美園 |

## 議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 一般質問

追加日程第1 発議第4号

(野洲市空き家の適正管理に関する条例)

提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午前9時00分

## 議事の経過

(開会)

○議長(三和郁子君) (午前9時00分) 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名であります。全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、12月7日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承ください。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第9番、西本俊吉議員、第10番、坂口哲哉議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、12月7日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問にあたっては、簡単明瞭にされるように希望いたします。

それでは、通告第15号、第20番、河野司議員。

○20番（河野 司君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、その前に、市長におかれましては2期目の就任おめでとうございます。また、教育長におかれましては、これからの教育行政を担っていただくわけでございます。どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。おめでとうございます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。今回、災害対策、また災害弱者対策ということで質問をさせていただきたいと思います。

その前に、去る金曜日ですか、三陸沖地震が発生いたしました。しかしながら、これという被害もなくスムーズな、3.11の後いろんな訓練等々で教訓がありまして、スムーズな避難誘導ができた、このように新聞紙上、報道が書いておりました。本当にありがたい、よかったなど、このように安堵をしているところでございます。

震災対策でございますけれども、災害の起きたのは本当に残念なことございましたけれども、その後でございますけれども、新聞に掲載をされております、一部紹介をさせていただきますと、やはり平時に慣れてるといいますか、その危機意識がやっぱり足らなかったということで、あれだけ大きな災害が起きたということでございます。そして、その災害の後でございますけれども、この民主党政権下で起きた東日本大震災の生活再建支援、国の復興予算が被災地と関係のない場所や事業に使われていたのは実に残念だと、このように書いております。本当に、これはとんでもない話でございました。復興のためのお金は被災地で循環してこそ、雇用が生まれ、暮らしの再建に役立つと、このように結ばれております。

また、我が市におきましても順次、その災害に取り組むために、強い野洲市を目指して順次いろんな整備をされているところでございます。また、湖南広域の中でも、4市が協力して災害対策に取り組んでいるというところでございます。これからも、ますます強い地域をつくるために、大変厳しい国の予算の中でありましてけれども、我が市としても国にどんどんその要求をしていただいて、強い野洲市、また強い湖南地域をつくっていく必要があると思います。

また、災害弱者に対する対策でございますけれども、災害要援護者といえますね。要援護者名簿の市町村で、これは整備が進むと書かれております。我が市はどうかということでございます。災害時要援護者は、自力での避難が困難な高齢者や障がい者、そしてまた妊婦、乳幼児らを指すと、このように定義されておりますけれども、これは既に2006

年に作成したガイドラインで、自治体に対し、要援護者の名簿整理や避難を手助けする支援者、避難ルートを定めた個別計画の策定を求めてこられたところでございます。ことしの4月に調査をされました名簿整備済みの市町村は全体の64.1%、そして個別計画の策定は28.8%にとどまっていると、このように記されております。野洲市ではどのようなことになるのか、このように思います。

まだいろいろと記事には書いておりますけれども、今度、災害対策基本法が改正されようとするわけでございますけれども、やはり目的は避難誘導を迅速化して、被害を最小限に食い止めるという目的でございます。やはり、この改正の中で迅速な支援が期待される反面、しかし、個人情報流出また悪用をどう防ぐか、このような問題も残ってきます。そして、また名簿の記載を拒まれた人への支援をどうしていくのか、このようなこともまだ課題として残っているところでございます、そんな中、野洲市の状況を私はお尋ねをしたいと思っております。

まず、この災害時要援護者の名簿整理、我が市はどの程度進んでいるのか、これをお聞きしたい。まず1点目ですけれどもね。

そして、2点目でございますけれども、災害時の要援護者に対する救助のマニュアルというものが必要なんですね。これが、現在、野洲市ではつくられているのかいないのか、このようにお聞きをしたいと思っております。そして、また、それがあつたら、その開示をどのようにされたのか、していこうとされているのか、これをお聞きしたいと思っております。

そして、平時から、やはり要援護者に対する調査の中でそのケアプランを整備する、これを策定していかなければならんと、このように思いますけれども、そのケアプラン、今現在どのような状況になっているのか、お聞きしたいと思っております。

また、その緊急時、情報の共有によりまして迅速な支援が期待をされるわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように、新聞に書いておりましたように、その反面、個人情報の流出、またその悪用をされる恐れがあるという中で、その対策をどのようにしていくのか。

そして、最後に申しましたように、名簿への記載を拒まれた人に対する支援策というものがつくられているのかどうか。

以上、この5点をお聞きしたいと思っております。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 皆さん、おはようございます。

河野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、災害時要援護者の名簿整備につきましては、平成23年度に、障がい手帳所持者や要介護認定者など、対象は約7,000人おられますが、行政情報を名寄せし、災害時要援護者対象として可能性のある人の名簿を策定いたしました。この名簿をもとに、今年度から各自治会単位で要援護者登録の取り組みをお願いし、随時、登録申請のあった方の避難支援に必要な情報を付加した名簿にしております。

2点目の、災害時社会弱者に対するマニュアル、それとその開示についてでございますが、野洲市地域防災計画の中で、災害弱者も含め災害時の対策が定められております。さらにこれを具体化するものとして、平成24年3月に、野洲市災害時要援護者避難支援計画を策定し、それらの情報を全て情報開示をしております。

3点目の、平時から災害時ケアプランを策定すべきということにつきましては、災害時に備えるためのプランに当たるものとしまして、要援護者登録の中で個別避難支援計画の策定をすることにより、災害時に備え、平時からその情報を、行政、民生委員、自治会長、避難支援者が共有することとなります。

4点目の、緊急時の情報開示による個人情報流出や悪用防止対策についてでございますが、個別避難支援計画の情報共有に当たっては、登録者から開示の同意を得るとともに、民生委員、自治会長、避難支援者には誓約書をいただき、厳重に保管していただくことにしております。また、緊急時の情報開示については、個人情報保護条例により、個人情報の収集、利用、提供の制限に関し、個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでないとの例外規定が定められておりますので、人命救助が最優先とされる場合に限り、市の災害対策本部の判断によりまして、関係機関に限定し提供し、必要がなくなれば回収をいたします。

5点目の、名簿への記載を拒んだ人への支援をどのようにするのかについてでございますが、登録申請を拒否された方であっても、市の対象者名簿には存在しておりますので、緊急かつやむを得ない状況時には、市の災害対策本部の指示のもと、関係機関等に保有する情報を提供し、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 河野議員。

○20番（河野 司君） 今、部長から答弁をいただきました。当然、これから、今現在取り組んでおられるということで、それが100%、やはりいろんなデータとかそういう

ものを収集されて、十分その地域と、やはり平生のいろんなかかわりを持って初めてそれが実を結ぶということでございますので、これからも今の、また名簿作成、そして個人情報の保護、その観点から鋭意取り組んでいただきたいと、このように思いますし。やはりこの問題、本当に人と人の共助ですね、その問題がございますけれども、この災害、国もそうです、地方自治体もそうです、やはり国民のまた市民の生命財産を守ると、守らなければならないという、こういう規定がございますし、それは本当に行政の皆さん、また我々もそうですけれども、そういう1人でも多くの皆さんを救助できるという体制をつくっていかねばならぬという思いがありますし。その責任、後悔はできませんのでね、やっぱりいつもその意識を持って取り組んでいけば、やはりいい成果が、本当に災害のときにはいい成果が出ると思いますので、今後ともひとつ、いつもそういう思いで一丸となって取り組んでいただくことを期待をしたいし、お願いをしたいと思います。

あと、別に部長の答弁に対してこれという質問もございませんけれども、とにかく私は今部長が答弁いたしました、取り組んでいるという、またこれからもそういうふうやっていくということでね、それを本当に私も期待したいということでございますので、十分にその辺を認識していただいて、危機意識を持っていただいて、これからも努力をしていただきたい、このように思います。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第16号、第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 17番、鈴木でございます。議長のお許しが出ましたんで、一般質問をさせていただきます。

その前に、市長につきましては、2期目、何といいましょうか、戦わずして勝ったという、そういう選挙戦でございました。やはり、5万1,000人からの信託を受けて市長は立派に戦わずして勝たれたということに敬意を表したいと思います、おめでとうございます。そして、また教育長につきましては、野洲市民の教育行政にさらなるご健闘をいただきますことをお願い申し上げます。

ちょっと、私きょうは、きのう済生会病院の救急のほうへ行ってまいりまして、入院せなあかん言われたのを、きょうは一般質問がありますので、どんなことがあっても帰ってきなあかんということで、ちょっと帰ってきて、この場に立たさせていただいております。どうかお許しをしていただかんらん部分があるかと思っておりますので、よろしく願いたします。

まず一般質問に入る前に、「天声人語」に、ちょっと今選挙戦に入っておりますので、おもしろいことが書いておりましたので、1つご報告させていただきたいと思います。ダイエットというのは、コラム的には都合のいいことに、国会と減量は英語で同じつづりのDietでございます。「ダイエットを急ぎたい。比例80減、小選挙区5減という民主党の減量プランは、大政党を利するお手盛りに見える。面倒でも、1票が多過ぎの選挙区をとことん統廃合すれば、格差の解消と減量の一石二鳥だろう。一気が無理なら消費増税のように段階を踏めばよい。定数減の節約効果は、1人につき年7,000万円前後、85人で約60億円になる。少々の歳費カットと同様、ハムカツの衣を薄くする程度の甘いダイエットではあるが、けじめの意味はある。本気で身を切るつもりなら、政党交付金が早かろう。企業献金に代えるという触れ込みはどこへやら、共産以外の各党が献金を受けながら、議員数などに応じて年320万円を山分けしている。これを1割削るだけで、議員40人から50人分の経費が浮く。もはや頭数のためのバジは要らない。国民の幸せを考え、まともに働く議員のために定数を目いっぱい使う。ここに、国会ばかりか政治の再生がかかる。減量法を間違えると、この国は太ったままに終わる」というような天声人語が出ておりました。これは余談といたしまして、それでは一般質問に入りたいと思います。

遊休市有地について、平成24年度予算資料、障がい者福祉対策事業費、公共用地取得に伴う借入償還金1,615万5,000円の計上があります。この事業は、障がい者福祉という観点から、総合的な福祉施策の展開、いわゆるサテライト総合福祉を目的として、土地開発公社より取得しているもので、償還年度は25年末と報告を受けています。当初の予算科目では土地購入費で計上されていると受けとめておりますが、次の点についてお尋ねをいたします。

一問一答でございますので、まず購入年度からお願いをいたします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

購入年度につきましては、本土地につきましては、平成17年2月に地域交流センター等整備用地として、滋賀県から土地を取得するため、滋賀県市町土地開発公社に代行取得いただき、市がその土地取得費用を償還しているものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時22分 休憩）

(午前 9時23分 再開)

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それじゃ、面積と取得金額を続けてお願いできますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 面積につきましては6,110.68平米でございます。

取得金額につきましては、単価は坪で6万7,650円で、総額では1億2,526万8,940円であります。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） たしか利息は変動でお借りしてるということをお聞きしてますが、この変動の平均値はどういうようになってますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 利息につきましては、滋賀県市町土地開発公社への償還期間は平成18年9月30日から平成26年3月31日までとなっており、この利息については変動とされております。平成24年度については年1.875%です。また、償還開始年度の平成18年度から平成24年度までの利息の平均値は年1.61%でございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

これは障がい者福祉対策課で持っておられるのですが、この部分で、地域生活者受益関連施策というような位置づけは今現在どのようになっておりますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 本用地につきましては、少子高齢化社会を迎える中で、住み慣れた地域で互いを尊重し助け合う地域福祉のまちづくりを進めるため、高齢者、児童、障がい者を支援する地域福祉活動の拠点といたしまして、地域福祉交流センターの整備を目的として取得したところでございますが、当初から熟度の高いものではなく、地元自治会との具体的な協議も進んでいないまま今日に至っております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 今現在、ここは野洲区が管理しておりますが、どのような管理状態で、野洲自治会の中にはこの窓口となるところがどのような形でありますか。



○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 土地につきましては、野洲川の河川区域を建設省が昭和55年に部分廃川されまして、その後、国から滋賀県に譲与された後、地元自治会からの生活道路や地域コミュニティの場の確保等の要望を踏まえ、市が県から払い下げを受けたものでございます。また、書面上の土地貸借契約はございませんが、現在も本土地の一部につきまして、購入時点以前から地元自治会が管理されてきたことを前提に、現在も地元自治会が管理されているところでございます。この土地の管理につきましては、自治会につきましては、自治会長さんと障がい者自立支援課のほうで協議をさせていただいているところでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） これは、今の回答はとって引つけたような回答ですね。

地元自治会においては、この部分につきましては、廃堤地利用検討委員会というのが野洲自治会の中にあるはずなんです。そこと野洲市とが協議して、いろんな方策を決めていくわけですが、この廃堤地利用検討委員会という会議自体が一度も開かれてないという、こういうようなことが今現状なんです。既に、25年度末で土地開発公社から野洲市に所有権移転される中で、長年野洲区が利用されてる中で、そういうようなことが1つも進んでないということが非常に残念ですね。野洲区がほとんど管理されておりますが、昭和59年には矢田川沿いに桜の木を植樹したり、さまざまなことで皆さんの目を楽しませてくれたり、そしてまた防災訓練には年1回、運動会は年1回、そしてまた全面除草は年3回、この部分についてやっておられるんですよ。今後ですね、廃堤をどのような方向でもってやっていかれるのか。例えばですね、障がい者自立支援課だけの対応でこれいいのか。そして、今これは廃川になっておる野洲川土地改良のボックスが埋まっていますね。そういうさまざまな問題が浮上してくるわけなんです。これ。そういう問題を含めて、障がい者自立支援課だけの対応でいいのか、庁内上げての対応にしていくのか、そういう部分についてはどういうふうに考えられますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 本用地の管理については、滋賀県市町土地開発公社による用地の代行取得後、福祉部局の中で管理をされてきたところでございます。現在は障がい者自立支援課が管理をしているところでございます。最終償還期限でございます平成26年3月31日をめぐりに、土地の所有者が市に移転されますので、その時点で行政財産と

して管理することとなりますが、周辺地元自治会の生活の利便と意向を踏まえながら、利用目的に応じ、適切な部課により所管する必要があるものと考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それは通り一辺倒の回答でなんですが、現在、今私が言いました自治会の組織の中には廃堤地利用検討委員会という、そういう組織をきちっとやっぱり位置づけて市からの出方を待っておられるわけですから、そういうふうにやっぱりこの検討委員会もうまく作用させてあげなだめですよ。自治会のほうには、そういう委員会が組織されてるわけですから。だから、そういうことはお忘れのないようにしていただきたいと思います。

そして、最後になりますが、この当該地の野洲区の利用の範囲内が決定されれば、その余った部分については、以前にこれは払い下げというので出てたことがありますね。そういうことはお考えなんですか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） この土地につきましては、平成22年度の野洲市財政健全化集中改革プラン策定時において課題としておりまして、また、本年8月の市議会全員協議会でお示ししました野洲市施策整備、用地取得等に係る市負担額一覧の中でも、見えにくい負債として課題を設定しているところでございまして、今後、償還期限を見越した中で、土地の取得の経緯あるいは地元自治会の意向を再度確認しながら、売却も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それと、この当該地の、この赤い線ですね。これが幹線水路のボックスが埋まっているところなんですよ。これの後始末というんですかね。今の推進工法で矢田川沿いにずっと新しい管を入れたわけですが、こういうのはどういうふうになりますかな、これ。県の田園整備課、田園振興課がやっておるんですが、その辺の詰めはできてるんですか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 本土地に隣接しております野洲川土地改良区の用水路2本が暗渠で布設されているところでございます。県道小島野洲線沿いに布設された用水路につきましては、副提敷地であった当時から布設されていたもので、地役権等権利が設定されておりません。また、この用水路は老朽化によりまして、平成22年度に準用河川矢

田川の河川敷に暗渠により付けかえられまして、供用開始されたことから、現在は機能していませんが、撤去までには至っていません。

それと、この用水路につきましては、県の田園振興課が、明日12月11日に、管内の状況を確認するためカメラ撮影を実施されるというふうに聞いております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） この廃川の上には民家も乗っておりますので、それも十分にやっぱり心してね、やっぱりやってもらわんことには、高速道路の天井が落ちてきたというような事象もあるわけですから、その辺はひとつ心して指導していくようお願いいたします。

じゃ、次に入ります。

日本国有鉄道清算事業団と旧野洲町は、町内に存する事業団所有地、これは別の地図がお持ちだと思いますが、野洲駅①②③及び野洲駅一守山駅①②③についての処分時期は平成9年度末とし、全体面積1万175.94平米の土地を3億7,891万1,414円で清算事業団により購入し、公共用地先行取得債で、平成10年3月31日に年2%の利息で滋賀銀行より借り入れを起こし、平成19年度で完済。その間の利息は合計3,393万7,462円となっています。

そこで、次の点について尋ねたいと思いますが、当時の旧野洲町の説明では、草津駅－野洲駅間の複々線化が実施された場合、当該用地はJRに買い取っていただくとの説明を受けて私たち議会では議決したものでございますが、複々線の要望活動をされているとは思いますが、今現在の実態はどのようになっていますか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） おはようございます。それでは、鈴木議員の国鉄清算事業団からの取得地に係るご質問にお答えいたします。

まず、この事業化の見込みでございますけれども、JR琵琶湖線草津駅から野洲駅間の複々線化につきましては、地域住民の願いとして旧国鉄時代から継続的に要望してきたものでございます。JR琵琶湖線沿線、特に湖南地域は全国的にもまれな人口増加が期待できる地域であることから、JRの乗降客が今後も増加が見込まれ、JRの利便性の向上が広域で課題となっております。このため、現在は野洲市だけでなく、湖南4市による湖南総合調整協議会として要望活動を実施しております。しかし、JR西日本では、利用者増加への対応は車両の増結でありますとか列車の増発等で対応が可能であると、このように

考えておりました、資金面からも、多額の投資を要する複々線化事業の実施は難しいといった回答となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

そういうような回答になるだろうということは私も予測して聞いてたんですが、実は、30年前、笠作、下ノ沢の圃場整備したときに、圃場整備の換地に当たっては、JR沿線を換地したときに、ここは3メートルから5メートルJRの複々線化になるから、その話が来たときには協力してくださいねという、そういうような位置づけで換地した経緯があるわけなんですよね。そういうような状況でずっと進んできたわけですが、結果的には、今富田部長がおっしゃったように、ダイヤで対応する、そしてまた車両をぎょうさんつないでいくという、そういうような形でJRは今対応しておりますので、その辺のことがよくわかります。それで、今の、この土地の中長期的な展望というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 複々線化の実現性につきましては、先ほども申しましたけれども、現在までのJRの回答によりますと、大変厳しい状況であると言わざるを得ません。しかし、複々線化事業は、一連性のある鉄道という性質上、単独の自治体だけでなく広域での取り組みが必要であること、また実現に向けた要望活動を広域で実施していることなどから、今後の方向性を野洲市のみの判断でしていくのは難しいと、このような考えでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） いずれにしたかて、広域で取り組んでいくということですが、広域といっても草津まで来ているわけですから、守山、野洲との関係で要望していくべきものだろうというように私は思っております。既に近江八幡になってくると、これはまたもう全然話が違いますのでね。結構長いスパンで用地も取得しておりますので、当時は、さっきも言いましたように、前市長は、これはもう複々線になったらこの値段で買い取ってもらはんやという、そういうようなことで我々議会のほうにも説明されてた経緯がありますのでね。私たちはそれを受けて議決しているという、責任回避じゃないですけど、現実そういうことでやっておりましたんでね。

それと、ちょうどこの時期に、3億6,000万出して買った時期に、エレベーター、エスカレーターをつけましたですね、野洲駅にエレベーター、エスカレーター。この時期と、この用地を買う時期とが一緒なんですよ、そう変わらなかったんですね。非常に、エレベーター、エスカレーターをつけるのは苦労が要るのに、この用地を買うたらすぐにぼんぼんとできたでしょう、エレベーター、エスカレーターが。それはどういうことか私は知りませんがね、いろいろあったんだと私は思います。それは、まあ余談な話としてね。

それと、今の貸付収入と利息とのバランスはどのようになっていますか。たちまち青年会議所が出ていくということも聞いておりますし、そういうことで、かなり若干狂ってくるという、そういう部分が発生してきますね。その辺のバランスはどうなんですかね。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 貸付収入とのバランスのご質問でございますが、平成24年度の収入見込みを含めまして、取得してから、平成10年度からの貸付収入の累計額としまして、今日まで約4,800万円の収入がございました。これにかかります借入金の利息の支払い額は、先ほど議員からもございましたように、3,393万7,462円ということで、これを差し引きしますと、これまで1,400万ほど貸付収入が上回ってきたということで、一定の額の確保ができておると、このように思っております。

それから、青年会議所の貸付地につきましても、これまでここでの収入という形で計上させていただいておりますけれども、これからまた移転がなれば、ここでの収入はその分が落ち込んでくることとなりますけれども、市全体から考えますと収入は確保できると、このように考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 1つ、ここで伺いたいんですが、野洲駅ー守山駅間の②のところですね。これは野洲自治会の駐車場地1,074.9平米貸し付けておられますね、野洲自治会。貸付料金が50万4,000円、軽普通乗用車の月額が2,000円掛ける19台、大型車等月額が4,000円ということで、これも野洲自治会に貸し付けておられますが、実際これを管理してるのは野洲自治会ですね。野洲自治会が管理してますね。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 貸し付けに当たりましては舗装をしまして、舗装ができてない周り、法面のところあたりは市のほうで草刈り等の管理はしてございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） ほんで、車の管理とかさまざまな細かい管理は自治会がやっておられるわけですね。そうでしょう。この間、自治会長さんにこの部分でお聞きしたら、50万4,000円、もうそのままずっと市のほうへ吸い上げられんねやというようなことをおっしゃってましたんでね。うちは管理してるだけ、これ、もうほんまに何の意味もないねやというようなこともおっしゃってましたんで、それはまた野洲自治会のほうへ、こんだけ収入が上回ってあったらね、貸し付けが上回ってあったら、やっぱり野洲自治会のほうへ何らかの形で還元してあげる方法も考えていってあげな、これはかわいそうやと思いますよ。また、そういうこともひとつ考えてあげてください。管理だけさしてね。

それと、貸し付けてないところの維持管理の経費というのはどのような形になっておりますか。例えば、久野辺の跨線橋から野洲駅方面見ると、ヒマワリなんかずっとほら、植えて、人の目を楽しませていただいていると。あれでもそうですよ。誰がどのような形で、ああしてヒマワリを植えてるや、それもわかりませんのでね。維持管理や、そういうものはどういうふうになってますか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 今ご指摘の場所につきましては、おっしゃるように花を植えて、一部ですけれども、大変広い面積ございますので、そのうちの一部は花を植えて楽しんでいただくということで、これは実は商工観光課のほうで事業化をいたしまして、直営で種をまくというような作業をしてございました。ところが、最近、一時期そういったことはございましたけれども、その後の期間につきましては、うちのほうで除草作業をしてございまして、年2回の作業でございまして、1回は外部委託、シルバーのほうへ委託をしております、もう一回は職員の直営によります草管理ということで除草作業をしているところでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そうすると、経費の全体額というのはわからないわけですね。幾らかかったという年間のトータルの額はわからないですか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） ただいまご指摘いただいておりますところの草管理は、1回、直近の実績でいいますと、11万円の委託費で作業をお願いしてございます。これを平成10年度から、過去の詳細の確認はできませんので、10年度から今日までの期間

を11万円で掛けますと、この間165万円ほどの経費がかかっておると、このようなことになると思います。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それと、お聞きしますが、今この野洲駅一守山駅、近江キルト、青年会議所に貸し付けておられるところは、普通財産として貸し付けておられますが、野洲駅一守山駅の中でも野洲駅のところでもそうですが、行政財産で貸し付けておられるというところもありますが、これは単発的な貸し付けですから、それでいいわけなんですか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 行政財産を長期にわたって貸し付けるということはちょっとぐあいが悪いということで、今日そういう形で使い分けをしてございました。今ご指摘の野洲地先は、特に工事期間中の資材置き場でありますとか車両置き場、こういった形での貸し付けをしております、行政財産、普通財産という使い方をしておりましてけれども、同じ目的で取得しながらこういう使い方かどうかということもございますので、今年度、実は、具体的に行政財産として整備する計画もございませんので、一括して普通財産というふうに所管がえをしまして総務のほうへ移管を、今年度、実は普通財産として移管、全ての面積を、そういう形で移管をさせていただいたところでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 最後に、ちょっと市長にお尋ねをしたいと思いますが、今のこのJRの清算事業団ですね、この部分について市長はこれから今後どのような形で取り組んでいかれるのか、その辺の抱負をお聞かせ願えたらありがたいなと思うんですが。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の国鉄清算事業団からの土地の件のご質問にお答えいたします。

野洲病院は象が針の穴を通り抜けるより難しいんですが、これは馬といいますか、どういいますかね、牛ぐらいですかね。私も市長になってからこの経過は知ってますが、もともと経過は知ってまして、無理なことをやってるわけです。

ちょうど、私は平成9年、10年、県庁で土地対策課にいました。県内の土地の状況はわかっています。バブルがはじけて、もうJRの方針としては複々線化は厳しいと。なぜ複々線化という根があったかといいますと、バブルで、御存じのように能登川なんかもすごく開発されています。なぜかといいますと、京阪神の土地が高かったわけですね。土地はあっても

高かったと。そのバブルがはじけてから、JRのその当時の考え方、ちょっと昔ですから正確な記憶じゃないですけども、表現はこういうことでした。大阪ー京都間の、走られても今でも田んぼも畑もたくさんありますけど、大阪ー京都間の土地がもう一回入手しやすくなると、だからバブルのときのように、京都から東といいますか、米原へ向かってはニーズが減ってくると、というのが認識です。ですから、そんな輸送力は高まらない。まさに、その時期にわざわざ買ってるわけです。だから、もともと無理があります。ですから、そう簡単に解決できると思いません。

さっきの、いわゆる福祉用地もそうですが、ほかも含めて、この野洲のまちというのは、私は自分のまちで信頼してますけれども、きのうも三上学区の自治懇談会、学区の懇談会をやりましたが、いろいろ自治会長さんとか市民の方が疑問に思っておられるのは土地絡みです。もう言いわけだけして土地を買っている。それも整理がついてたらいいんですが、整理がついてないのがたくさんあります。

この土地も、3億余りになってますけども、今初めて私は聞きましたけど、国鉄に買ってもらう、JRに買ってもらうと、同じ値段でと、そんな約束はどこにもできてません。万が一、複々線になって買ってくれたとしても時価でしか無理だと思っておりますので、冒頭申し上げましたように、とにかくそをついて土地買って何とかやってきてる、あるいはもうこんなことは無理です。

ですから、私、今すぐどうせいと言われても、もともとボタンのかけ違ったことを戻すのは無理ですので、今客観的に考えて、今のところは、さっき部長言いましたように、栗東、守山と一緒に複々線化ということで要望してますから、今のところはそういうことですが、それがならない場合どういうことかということになると思っております。

ただ、遠い将来で言いますと、これはもういろいろ話をしてますが、土地があるのを幸いに、かなり難しいんですけども、野洲川がかなりレベルが高くて高架になってますから、技術的にどうか、経費的にどうかはありますけども、例えば踏切をなくす、高架にするとかといったことでの将来的な活用。そうしますと、線路を挟んで両方の土地の有効性が高まりますから。ただ、これはすぐにできませんけども。そういったことも含めて、もっと前向きに考えていかないと解決ができない問題ではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 市長の大胆な高架発想、これもできればですね、やっぱりそう



というような対応も求めてやってもらいたいという思いも持っております。どうもありがとうございました。

次に、教育委員会のほうに、運動会の熱中症で1点だけお聞きしたいと思います。

市内幼・保・小・中学校、熱中症対策についてお聞きをいたします。ことしの残暑は9月に入っても非常に厳しい日々が続きました。そうした中で、子どもたちが運動会の練習に一生懸命励んでいる姿を見受けました。先生方も熱中症予防に万全を期して、子どもたちの教育に取り組んでいただいているものと思っておりますが、9月14日付の新聞によりますと、全国各地で熱中症により50人を超える子どもたちが病院に搬送されたという報道がありました。本市の状況はどうであったのか、またどのような予防対策を講じられていたのかをお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 委員の皆様、おはようございます。初めに、鈴木議員からは励ましのお言葉を賜りまして恐縮をしております。期待にこたえられるよう、全力を傾注する覚悟でございます。

ただいま、ご質問にありました市内の幼稚園、保育園、小中学校の熱中症対策についてでございますけれども、本市の状況ですが、幼稚園、保育園、そして小中学校全体におきまして、運動会や体育大会を含めまして、熱中症による病院への搬送などの事案はありませんでしたので、ご報告申し上げます。

熱中症の予防対策につきましては、小学校、中学校では、水分補給や十分な睡眠時間の確保、朝食は抜かないなど、各校とも児童生徒への指導を初め、保護者に対しても啓発の文書を渡しているところでございます。また、教職員には、熱中症についての認識を深めるとともに、子どもの健康観察とか、運動会の練習、部活動などでの配慮について、十分注意をするよう注意喚起をしているところでございます。

運動会の対策としましては、近年の残暑の状況にかんがみ、小学校においては開催日を1週間程度おくらせているところでございます。また、練習に際しましては、テントを常設しまして、日陰で休息ができる場所を確保する。適宜休憩を入れまして、こまめに水分補給ができるようにするといったような配慮を施しております。

市内の保育園や幼稚園でも、テントを活用しまして、日陰をつくるような対策をしてきました。そして、長時間、屋外で練習することを避けまして、遊戯室での活動を多くするなど、さらにこまめな水分補給にも努めておりまして、園児の状態には特に注意をしてい

るところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） ただいま回答いただきまして、ありがとうございます。

私らも見ておりますと、ことしの夏は特に暑い夏で、ほんまに秋や冬が来るのかなというように思いで、運動会を子どもたちがしているときの姿を見受けられましたが、相対的に、私らの子どものおときと比べて、運動会の時期が早くなってるということですね。私らの子どものおとき、それから後になっても、昔の稲刈り時分が運動会の時期でしたが、今は相対に、早場米に時期に合わせて運動会も同じようにされてるというのか、1カ月早いという、そういう感じを持っておりますが、それはどのようなことでそういうふうになったんですかね。米の刈り取りと同時に、そういうふうになるわけなんですか。学校の、やっぱり行事予定とかそういうふうなことも関連してなのか、米に合わせてるのか、どっちなんですか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに近年残暑が大変厳しゅうございまして、運動会の時期につきましても、先ほども申し上げましたように、小学校では大体秋分の日前後が多かったように思っておるんですが、1週間程度おくらせまして9月の末ぐらいにするといったような学校がふえておりますが。この運動会の時期をもう少しずらせられないかという再質問だと思うんですけども、これは非常に難しゅうございましてですね、幼稚園や保育園との調整とか、あるいは各学区ごとに運動会をされるとか、各自治会で運動会をされるとかといったようなことで、なかなか調整がうまくつかないといったようなこともございます。

それから、中学校におきましてはですけども、中学校は大体9月の中旬ごろに開催をしておりますけれども、体育大会といいますか運動会が終わりましたら、文化祭をされるようです。文化祭が終わりましたら、次は中間テストがございます。それから、秋の中学校の総合体育大会といいたいでしょうか、秋季の大会がございまして、そういった対外的なこととか、もちろん今言いました学校行事の問題もございますけれども。そういったことで、非常に、中学校ではもう9月の中旬に開催をして、遅くとも10月の初めには終えておかないといけないといったような状況もありまして、稲刈りに運動会を合わせるということは今ちょっと非常に難しい状況があるというふうには思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 時期的なことについて、ただいま説明をいただきまして納得はしておるわけですが、熱中症の原因となる要素ですね、それはさまざまなものがあると思うんですよ。教育委員会が、熱中症の要素となるようなものはどのようなものなのか捉まえておられますか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 熱中症にはいろいろな要因があると思うんですけれども、まず一番は気温だと思います。気温だけではなくて湿度も関係しておりますので、そこら辺のことがやはり一番大きな要因ではないかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 当然、気温が大きな原因の1つだとは思いますが。これは私が思うんですけどね、素人が思うんですけど、砂ぼこりによって、砂ぼこりですね。野洲小学校の場合は散水栓も利用して砂ぼこりも若干少なくて済みますけれども、あれもフィールドの中で、トラック周辺にはまけないですわね、あの散水栓では。砂ぼこりによって、呼吸器の障害が出てきますね。まず、そうでしょう、呼吸器の障害が出てくる。そうすると、砂ぼこりというのは当然皮膚に、砂ですから皮膚に、皮膚に砂ぼこりがつくと、新陳代謝が不可能になりますね。そうでしょう。新陳代謝が不可能になったときに、今の学校で、子どもたちが運動会の練習してたら、運動会の練習後に子どもたちがシャワーをできる設備がありますか。そうでしょう。えらいかたいこと言うて、非常に新任の教育長に申しわけないんですけど。やっぱりそういうところから突き詰めていくと、これは私が理屈を言うてるかもわかりませんが、現実にそうですね。それと、今、例えばアトピーの子どもが何人おるのか。そういうのでも、やっぱりある程度掌握されてるわけですね、アトピー性皮膚炎、あの子たちは大変なんですよ。ですから、そういうような、これはぜいたくと言えぜいたくですし、そういうことは教育委員会としてもきちっと掌握されてやっておられるのか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに、砂ぼこりも1つの要因なのか、ちょっと私も詳しいことは存じ上げないんですけれども。アトピーの子どもとか、あるいは砂ぼこりが体につくまして新陳代謝が非常に難しくなるといったようなこともございますので、やはり子ども

たちには、汗ふきタオルを持ってきて、水道で濡らして汗をふくとかですね、そういった対応をするようにはマニュアルなんかにも書いていたと思いますので、各学校でもそういった対応はされているだろうと思います。

さらに、先ほども申し上げましたように、水分補給をしながら、あるいは長時間の練習を避けるようにしながら、熱中症の対策といいたいまいしょうか、対応に取り組んでいると、そんなふうには考えておりますけども。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） まあ、いずれにしたかて、運動会の練習というのは長期間にわたって練習をしてもらわんならんわけですから、適温適期というのが非常にこれから求められていくというように思っております。

そして、また今教育長の報告によりますと、野洲の幼・保・小・中学では熱中症によって病院へ搬送されたということがなかったということを知りまして、私も安心しております。どうか来年も、こういう運動会というのはずっと続いていくわけですから、そういうことに心がけていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、また不要な遊休地につきましては、やはりできるだけ早い時点に方向性を出していただき、適当なる対応を求めてやってもらいたいという思ひで、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡をいたします。

（午前10時 6分休憩）

（午前11時15分再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。発議第4号、野洲市空き家の適正管理に関する条例を日程に追加し議題といたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号、野洲市空き家の適正管理に関する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（三和郁子君） 追加日程第1、発議第4号、野洲市空き家の適正管理に関する条例を議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。まず、きょうまでの経過について少し申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

この条例は、総務常任委員会を中心に、閉会中も継続して調査・検討をしまいったところでございます。

議員による検討だけではなく、また市長への協議、さらにパブリックコメントの実施、また市民との議会懇談会でのテーマとするなど、議会外からも意見を求め検討を進めてまいったところでございます。

11月30日に議会内での最終確認を終えまして、本日提案することとなったものでございます。

それでは、発議第4号、野洲市空き家の適正管理に関する条例について、提案理由を説明いたします。この条例は、空き家の管理の適正化を図り、倒壊による事故、犯罪の発生等を防止し、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的として制定しようとするものであります。平成20年の住宅土地統計調査では、市内で住居者がなく目的の定まらない住所、いわゆる空き家が460戸あり、住宅総数の約2.5%を占めております。このうち約80戸は外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎にひびが入っていたり、瓦が外れていたり、雨どいが破損してひさしがとれているなど、「腐朽・破損」があるとされております。所有者や管理する人による適切な管理ができていない状態である家屋も見受けられるところであります。

今後も、高齢化の進展等によりまして、このような空き家はますます増加することが容易に予想されるところであります。このまま空き家等の不適切な管理を放置すると、犯罪上の問題の発生や、さらに災害発生時の倒壊による影響等が危惧されるところであります。

そこで、本条例を制定することによりまして、空き家の所有者等に適切な管理を促しまして、市民の安全で安心な生活を確保しようとするものであります。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

何卒、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております発議第4号に対する質

疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、発議第4号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第4号について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第4号、野洲市空き家の適正管理に関する条例は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明11日から19日までの9日間は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、明11日から19日までの9日間は休会することに決しました。

なお、念のために申し上げます。来る12月20日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。(午前11時21分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年12月10日

野洲市議会議長                   三 和 郁 子

署 名 議 員                   西 本 俊 吉

署 名 議 員                   坂 口 哲 哉

